会 議 録

会議の名称	令和2年度第1回茨木市地域福祉推進分科会						
開催日時	令和2年11月27日(金曜日)						
開催場所	茨木市福祉文化会館4階 社会福祉協議会会議室						
議 長	津止会長						
出 席 者	玉置委員、桝田委員、大島委員、渡邊委員、						
	井上委員、吉田委員、塩見委員、原田委員、青木委員						
欠 席 者	なし						
事務局職員	北川健康福祉部長、青木地域福祉課長、						
	竹下相談支援課長、澤田生活福祉課長、髙橋福祉指導監査課長						
	東後地域福祉課課長代理、長野地域福祉課政策係長、						
	佐原地域福祉課推進係長、中林相談支援課推進係長、						
	岩本相談支援課相談一係長、						
オブザーバー	一人人,他们在一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个						
	佐藤社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係長						
議題(案件)							
	(第2次)の取組状況等について						
	2 総合保健福祉計画について						
	3 地域福祉計画(第3次)·社会福祉協議会地域福祉活動計画						
	(第2次)の中間評価、見直しについて						
資 料	次第						
	資料 1 地域福祉計画(第 3 次)·社会福祉協議会地域福祉活動計						
	画(第2次)の取組状況等について						
	資料2 茨木市総合保健福祉計画(第2次)について						
	資料3 地域福祉計画・地域福祉活動計画案(R2.11.27)						
	参考資料 茨木市社会福祉協議会中期財政改善計画						
	配席表						

	議	事	0)	経	過	
発 言 者			発 言	の要	耳	
司会 (事務局)	が会を 本用した まいた まただます。	ざいさい ままい はまかい ままい は 野説 いた は まま た な だ まま た る に た で で で 様 の ご も ば き まま か こ で 様 で まま か こ で か こ で まま か こ で か こ で まま か こ で まま か こ で か こ で か こ で か こ で か こ で か こ で まま か こ で まま か こ で まま か こ で まま か こ で か こ で まま か こ こ で まま か こ で まま か こ で まま か こ か こ で まま ま	変えなりませる。 できるイルスを ではまないない。 は明は簡単では は解と になる。	ましたので 感染症の抗 ごくは努か、 とに努める このほど、	で、茨木市地 広大防止に配 換気を行い まして、会議 させていただ よろしくお原	だきはは進分科をされてあり は福祉推進 へった を さい で は で は で で で で で で で で で で で で で で で
津止会長	市健康福祉 いますが、 それでは 議事進行は	业部長の北川 今回は省略 は、早速です こつきまして しくお願いい	より委員の なせていた が本日の記 には会長が行	り皆様にこ こだきまっ 養題に移り	ご挨拶を行う す。 らせていただ	来であれば茨木 ところではござ きます。会議の ますので、津止
	1時間3 と思ってい この分れ 発言の際に 発言をおい	O分という短いますので、 いますので、 科会は、原則 はマイクを使 類いしたいと	さい時間の中 ぜひよろし 別公開という こって、しっ こまっており	中で、皆で、皆で、お願い うことででいた。 かります。	さん方の英知 いしたいと思 すので、ご了 事録に残せる	承いただいて、 ようにやって、
事務局	ただきまっ 本日の 委員総 過半数以 2項によ	す。よろしく 委員の出席が 数10人のう 上の出席をい り会議は成立	お願いしま 沈につきま ち出席がま いただいてま ないたしてま	ます。 ましてご 1 0 人、2 3 ります。 3 ります。	報告いたしま 欠席はいらっ ので、当審議	うからご報告いす。 しゃいません。 会規則第8条第 告いたします。
津止会長	それでは	とうございま は、お手元の	次第に沿っ			思います。今日 第一点の議題で

あります地域福祉計画(第3次)・社会福祉協議会の地域福祉活動計画(第2次)、その取組状況について、事務局からご報告をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

事務局(長野)

本日の議題につきましては、今、会長からお話がありましたように、 三点ございまして、まず1つ目の地域福祉計画と社会福祉協議会地域 福祉活動計画の取組状況についてでございます。

皆様のお手元の資料につきましては、資料1と右上にありますページを1-1からのものでご用意しております。

資料1の取組状況につきましては、例年この分科会の場で過去3年間の進捗としてお示しさせていただいておりますが、今回3つ目の議題の中で、計画の中間評価ということをさせていただくということから、かなり内容が重なる部分がございますので、ここでの説明につきましては、私からまとめて最小限とさせていただきまして、3つ目の議題にてまとめてご意見をいただければと思っております。

ただ、今回あらかじめ資料をお送りした際に、委員の皆様から事前 にご質問等をいただいている箇所もございましたので、質問をいただ いたところを中心にお話をしたいと思っております。よろしくお願い いたします。

それでは、早速ですがページの1-2、福祉事業推進基金についてです。複数の委員からご質問を頂戴しております。

この基金につきましては、市民の方から福祉に役立ててほしいということで、いただいた寄附を積み立てて、様々な事業に充てているというものでございますが、令和元年度に1億を超える寄附金になっているということから、どういった寄附だったのかというようなことも質問いただいていました。

今回は企業から1億円、防犯カメラの設置に役立ててほしいという ことで、ご寄附をいただいたという経過がございます。それで金額的 に例年よりも多くなっております。

そのほか、企業や個人の方から13件の寄附をいただいております。 続きまして、1-5のページを見ていただきまして、ここでは主に 生活困窮者支援の取組について報告を載せております。

資料でお示ししておりますのは令和元年度までの数値ですが、事前の質問において、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の関係で非常に相談が増えているというところから、その状況をというお話もいただいておりましたので、口頭にはなってしまうんですが、簡単に現在の状況につきまして、ここでお示しをしたいと思っております。

まず施策(1)に「生活困窮者の自立に向けた支援」としまして、

市相談支援課でくらしサポートセンター「あすてっぷ茨木」として支援を行っているところですが、ご覧いただいている表に基づきますと、令和元年度565件という実績となっております。

ただ、令和2年の10月末の時点で、既に1,334件、ご相談を いただいているという状況でございます。

内容につきましては、やはりこのコロナ禍における生活困窮ということと、後にお話もありますが社会福祉協議会で行っておられます生活福祉資金貸付の相談、あるいは一定期間家賃の助成を行う住宅確保給付金が、それぞれこのコロナ禍を受けて少し要件を緩和したということもあり、相談件数が増えている状況でございます。

特に、市で行っております住宅確保給付金、家賃の助成につきましては、令和元年度でいきますと申請の条件もあって、一桁の実績ですが、今年度10月末時点では140件のご申請をいただいているという状況でございまして、やはりそれぞれコロナ禍による影響と関連してのご相談が増えているという状況です。

1-6、今申し上げました生活福祉資金貸付事業ということで、社会福祉協議会で実施をしておられる生活資金の貸付についての実績が載っております。

こちらも令和元年度までの数字でいきますと、表の中では福祉資金に関しては相談が162件、貸付けが59件ということで、コロナの特例による項目につきましても、表に項目としては設けておりますが、ちょうど年度の変わり目にスタートしたこともありまして、この元年度の数字では貸付件数につきましては、決定はほとんどなされてないような状況となっていますが、こちらも令和2年度の10月末時点では、このコロナに関連する貸付について約2,300件の申請をいただいているということを、社会福祉協議会から伺っております。非常にたくさんの方がこの貸付のご相談に来られているという状況でございます。

続きまして、それに関連しまして1-10、基本目標6として社会保障制度の推進に努めるという中で、生活保護制度の適正実施ということを載せております。こちらにつきましても事前に質問をいただいておりまして、生活保護の状況につきましては、前回の分科会の場でも、今の取組状況について担当課から説明を差し上げたところでしたが、29年度から30年、令和元年度とも減少している状況です。

その要因としましては、元年度時点では、という言い方になりますけれども、景気の回復であるとか、一定仕事が見つかりやすい状況にあるということから、少し減ってきていること。

併せて、就労支援や年金の受給支援、そういった専門支援を進めて

いくことで、順々に世帯数も人員も減っているという状況です。

令和2年度につきましては、今のところ特に大きく増えている状況ではなく、下げ止まりをしている状況になっております。

また、これは生活困窮者支援として就労支援等を行う中で、生活保護受給に至ってないということもありますでしょうし、従前から行っている専門支援というところも含めて、今生活保護の件数自体がこのコロナ禍で一気に増えているという状況ではないという状況です。

同じページで一つ戻りますが、基本目標5の中で災害時の関係のことを書いておりまして、こちらも委員からのご質問で、災害時避難行動要支援者名簿の数が29年度9,410、30年度9,226から令和元年度に8,357と減っていると。この要因について意見をいただいております。

内容としましては、この災害時避難行動要支援者名簿の中に、ご自身が手上げ式で申請する形で名簿の登録をするということを10年以上前からやっており、随時登録をしてきました。登録者は約1,700人おられましたが、やはり10年たつと様々な状況も変わっていくということから、令和元年度に、手挙げで登録された方に意向調査をさせていただいた経緯がございます。調査の結果、人数が減っている状況です。

以上が取組状況につきまして、委員からもご意見いただいたところを中心にご説明を差し上げました。また後に中間評価のところで改めてご意見をいただければと思いますので、説明は以上とさせていただきます。

津止会長

ありがとうございました。

地域福祉計画の(第3次)、社協の地域福祉活動計画(第2次)の 令和元年度までの取組中間報告で、コロナの影響で随分大きな変動が ありましたので、10月の時点での数字も入れてご報告いただきまし た。

この内容で、ご質問のある方もおられると思いますけれども、次の 議題の3の中間評価・見直しのところで集中的に議論をしていきたい と思いますので、ひとまずの報告を聞き終えたということで、ご理解 いただきたいと思います。

引き続いて、議題の2の総合保健福祉計画についてのご説明・ご報告併せてお願いいたします。

事務局(長野)

引き続き説明させていただきます。

資料2をご覧ください。ここからの説明とさせていただきます。

今回この地域福祉推進分科会につきましては、今年度1回目ということでございますが、今年度につきましては、この総合保健福祉計画

の中では、分野別計画の中で新たに策定をする計画がございます。そ の辺りも含めまして、ここで全体像について説明いたします。

資料2の中で、1つ目の丸に「総合保健福祉計画(第2次)について令和2年度に実施すること」と挙げております。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の策定でございます。この2つの分野の計画につきましては、法で3年ごとに策定することを定められておりまして、今年度がまさにその策定の年度に当たっております。

各分科会につきましては3回ないし4回、実施しながら計画の策定 作業を進めているという状況でございます。

3点目の地域福祉計画につきましては、見直しとして再犯防止推進計画を包含する形での策定を予定しておりまして、これはまた後に説明を差し上げます。

そのほかの計画につきましても、中間評価と見直しを行うということにしております。

特に、この計画全体を包括します総合保健福祉計画につきましても、この3年間の中で様々な動きがございましたので、改めてこの計画の策定に併せて、計画の冊子の中に反映させる方向で今調整をしているところですが、「総合保健福祉計画(第2次)の見直し内容について」という2つ目の丸に関しまして、直近の国の動きとしまして、重層的支援体制整備事業という新たな事業が出てきております。包括的に支援を行う事業となっておりますが、この内容を踏まえた記載を行う予定です。

また、平成30年に大阪北部地震という大きな地震がございましたのと、先ほども説明差し上げました新型コロナウイルスに関連するところの対応についても、一定踏まえて記載する予定です。あとは各計画の位置付け・関連性、地区保健福祉センター、これも後ほど説明を差し上げますけれども、この機能について、今回総合保健福祉計画の中に新たに入れようと考えております。

次の丸に「冊子構成イメージについて」ですけれども、今現在6年の計画として健康福祉にかかる4つの分野の計画を1冊にまとめて、委員の皆様にお配りして、それに基づいて今進捗管理等を行っているところですが、先ほど申しましたように、策定する計画が2分野ございますので、今年度に新たにもう1冊作ることを考えています。全てを作り直すというものではなく、イメージとしては、各計画を四角で囲んでおりますように、高齢分野と障害分野につきましては、新たに策定をしますので、一からの記載になりますけれども、総合保健福祉計画とこちらで議論いただいております地域福祉計画・地域福祉活動

計画、あと健康いばらき21・食育推進計画につきましては、中間評価とその必要に応じての見直しということを、変えた部分のみ記載して、全体で今の計画よりも少し薄い冊子ができるようなイメージになります。引き続き各分野をまとめて総合保健福祉計画として1冊作るということで、今進めておるところでございます。

これに関連しまして、後に3つ目の議題では、その計画の中に中間評価・見直しとして書く部分を今回記載する予定で、皆さんにお示しをしようと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、ご覧いただくとおりです。今 11月から12月にかけて各分科会が行われる中で、この説明を各分 科会でしております。来年の1月にはパブリックコメントを予定して おりまして、3月に計画ができる予定ということになっております。

最後、3月23日の総合保健福祉審議会において、その報告をさせていただく予定にしております。

以上が、全体の流れですが、現時点で、総合保健福祉計画部分をどのように記載するかということの案を、次の2-1から、お示しをさせていただいております。ここでは一つ一つの説明は行いませんけれども、構成を見ていただきたいと思います。2-1にはその計画策定・見直しの趣旨ということで、その全体の今の国の動き等を記載する予定です。

次のページ、2-2には、計画の位置付け・関連性ということで、 今現計画も同じような図があるんですが、この3年間の中で新たに策 定した、保健医療分野では、「いのち支える自殺対策計画」を新たに 策定しておりますし、今回、後に説明差し上げます再犯防止推進計画 につきましては、地域福祉計画に包含する形で反映させようと考えて おります。

計画の期間につきましては、先ほどもお話を差し上げたとおりで、2-4、2-5を見ていただきますと、この間行っているアンケート、これから行う予定にしておりますパブリックコメントについて記載をする予定にしておりますのと、今様々な場面で掲げられておりますSDGsにつきましても、上位計画である総合計画の中で見ているところから、本計画につきましても関連する目標については、ここで記載をする予定にしております。

2-6、2-7、ここは今回策定する分野の統計情報を更新する予定で今進めております。

今の現計画において全体の計画に係る理念と基本目標というのを設 定しておりますが、これは今回何も変えずに、あくまでも各項目をこ こに更新していくということで、今作業を進めておりますので、新計 画の項目に更新と書いておりますが、ここは新たにそこに新しい項目 が入ってくるということを予定しております。

ここまでが、計画の全体に係る趣旨ですが、次のページ、2-10、2-11につきましては、少し詳しめに説明をと思っております。

こちらは地区保健福祉センターの機能につきまして、改めて現計画で示しているところから更新して、少し具体的に記載をしておりますので、ここにつきましてはこの場でも皆様にご意見等いただければと思っております。説明につきましては、相談支援課からさせていただきます。

事務局(中林)

2-10の「第2節 包括的支援体制の推進」のところを説明させていただきます。

本計画の理念を実現するため、保健福祉の各分野が連携を図るとともに、地域住民の支え合いとも連動しながら、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を推進しています。

国における「重層的支援体制整備事業」の趣旨も踏まえまして、引き続き本市における包括的支援体制の推進に向けて取り組んでまいります。

1つ目の「サービス提供・専門的な相談支援体制の拡充」というところでは、本市では、2~3小学校区を1エリアとした14エリアを設定し、各エリアに地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センターを配置することで、住民の皆さんにとって身近な地域で複雑多様化した生活課題を丸ごと受け止める体制を整備してまいります。

2つ目の「地区保健福祉センターの整備」です。

属性や世代を問わない包括的な相談支援と、保健と福祉の一体的支援を行う体制を構築して、健康寿命の延伸や健康格差の解消と、支援を必要とする方の早期発見・早期対応を目指す拠点として、2~3エリアを1圏域としまして、圏域ごとに5か所地区保健福祉センターを整備いたします。

令和3年の4月に東圏域、令和4年度に西圏域と南圏域、令和5年 度に北圏域と中央圏域での整備を予定しています。

地区保健福祉センターには、次の三つの機能を位置付けてまいります。

1つ目が、計画策定時に保健センター機能としていたところでして、 ここでは地域における保健と福祉の一体的支援を行います。

地区保健福祉センターに保健師を配置しまして、地域の医療機関や 福祉関係団体などと連携しながら、地域の方への健診の受診勧奨や健 診の結果等に基づく健康支援であったり、健康や子育てに関する相談 支援を行いまして、健康課題が生活課題につながらないように取り組んでまいります。

2-11に移ります。

「専門相談支援機能」として、専門職による包括的なチーム支援を行います。

地区保健福祉センターを設置するエリア担当の専門相談支援機関 (地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者 相談支援センター)を地区保健福祉センター内に配置し、世代や分野 にとらわれず、様々な生活課題を抱える方に対して、迅速に幅広く対 応できる体制を整備してまいります。

また、自ら支援につながることが難しい方などに対しましては、専門職がアウトリーチによる支援に努めまして、ご本人との関係性を構築し、課題解決に向けて継続的に支援を行ってまいります。

3つ目としまして、「住民の力を活用した『予防と共生』」に向けた取組を行ってまいります。

地域住民の方々が共に支え合う関係性を育み、継続的な見守りや居場所づくり、生活習慣病の予防や健康づくりが地域の中で進むように、社会福祉協議会が行う地域支援とも連携・協力し、地域住民の皆様や団体に働きかけてまいります。

3つ目の「ネットワークの再編による発見・相談・見守り体制の強化」です。

地域にある複数のネットワークにつきましては、既存の「健康福祉セーフティネット」を活用しながら、地域の実情に応じて機能を整理・統合し、発見・相談・見守り体制の機能強化を図ってまいります。地域における様々な支援等を効果的にコーディネートができるよう、また地域住民の皆様にも分かりやすい仕組みづくりを進めてまいります。

圏域ごとに設置する地区保健福祉センターでは、地域の社会資源の 開発やその情報共有、各小学校区やエリアに発見された地域課題を取 りまとめまして、地域住民のニーズと社会資源のマッチングなどを行 い、必要に応じて市が地域情報や実状を集約できる仕組みを作ってま いります。

市では、複数の圏域やエリアに共通している市全体の地域課題等について、総合的に検討し、施策に反映させるとともに、課題解決に向けた方向性の提示や体制整備に取り組んでまいります。

説明は、以上です。

ありがとうございました。

この分科会の地域福祉計画・活動計画の上位の計画の総合保健福祉

津止会長

計画(第2次)の課題あるいはこの見直しについて、ご報告がありました。計画の大きな柱になりました地区保健福祉センターの整備計画の方向性と機能についての一定のまとまった整理ができたということで、ご報告がありましたけれども、私たちの分科会でも少しご意見を集めてみたいなと思うんですけれども、どなたかご意見・ご質問があれば、お受けしたいと思いますけども。

どうぞ、渡邊委員。

渡邊委員

ボランティアの渡邊と申します。

お話を聞いていて、この前、障害者自立支援協議会全体会議に傍聴に行きました。そのときに、お母さんの悩みは、結局このセンターができても一か所で相談が済むのかということなんですよね。ここへ行って、もう一回上のほうに行かなきゃいけないのかという質問がありましたので、電話でSOSがかかった場合に、応じてくださるのかどうか、お聞きしたいと思います。

津止会長

はい、ありがとうございました。

ワンストップ機能があるのかということで、ご意見がありました。 他の会議の傍聴でお聞きになったということですね。今のご意見とご 質問と関連するようなご質問ないですか。大丈夫ですか。

じゃあ、お願いできますか。

事務局(中林)

障害をお持ちのお子さんのお母さんからのご相談ということなんですけれども、センターには市の保健師を配置しますので、その中で保健師も発達のご相談であったり、地区センターに来ていただいた方へは対応させていただけます。

障害者相談支援センターもエリア担当の方が入っておられますので、すぐにもしそちらでの支援が必要であれば、お伝えするという形でご相談には対応させていただきます。

津止会長

大丈夫でしょうか。

渡邊委員

これだと圏域にあるそういった保健師、保健福祉センターのことですよね。じゃなくて、圏域の下にある部分が、またもう一回行かなくちゃいけないということですか。それとも、担当の方が来てくださるんですか。

津止会長

2-12の図を見ながら、説明いただいたほうがいいのかなと思いますけども。

今回の計画の中では、包括的な支援体制の整備というのが大きな核でしたので、今のご質問も含めて何か方向性みたいなものが出せればいいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

渡邊委員

地域包括支援センターが電話を取っていたら、担当の方が来て下さるんですよね、家まで。そういうことにはならないんですか。

事務局(中林)

基本お住まいのエリア担当の相談事業所は、そのエリアにあるんですけれども、もし地区保健福祉センターができたということで、住民の方がそちらに相談にお越しいただいたら、エリア担当の事業所の方に、センターに来ていただいて、相談対応を行うということもさせていただきます。

もちろん、その方のご自宅に行って、相談を受けるということも、 対応させていただきます。

津止会長

ありがとうございます。

たらい回しになるようなことがないという方向で、相談を受けてほ しいというふうに、そういった意味だと思いましたので、今のご質問 の意向をよく踏まえて、計画作り、審議会の計画に反映させてほしい なと思います。よろしいですか。

他にございませんか。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員

すみません。保護司会からの吉田でございます。

資料2で、茨木市総合保健福祉計画(第2次)についてということで、その中ほどの総合保健福祉計画(第2次)部分の見直し内容で、2段目で新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえた記載とあります。

今、我々はニュース・新聞・テレビでしか情報は入らない中で、この新型コロナに関わる部分で、市の役割、区の役割、国の役割、その辺のところはどの程度まで、明確化できるんかなと。この北部地震のそういう問題についてもそうですが、基本的に新型コロナウイルスの全体的な対応の中で、それぞれ各市町村がばらばらになって、財源があるところはいろいろできる。ところが、非常に厳しいところは、限界が出てくると。その辺のところの整合性も含まれた、考え方をちょっとお聞かせいただきたく思います。

津止会長

ありがとうございます。

これも事務局のほうでも議論があったことやと思いますけども、今のところ議論の最中かもしれませんけども、ご質問に答えられる範囲でお願いしたいと思います。

事務局(青木)

ご質問、ありがとうございます。

コロナウイルス関係の国、都道府県、あるいは市町村の役割という ことで、ご存じのように皆さんメディアで見られるのは、やっぱり都 道府県知事が方向性を示すというところであろうかと思います。地域 における方向性は、やはり都道府県の役割なのかなと思っております。

加えて、市町村は、地域住民に一番身近な存在でございますので、 やはりその啓発であるとかいう部分が大きな役割であり、プラス都道

11

府県に対しての協力であるとか、そういった部分があるのかなと。検 査なんかも都道府県が一括してやっている部分に補完して、市町村が 行っていくというような役割なのかなと思います。

以上です。

津止会長 吉田委員

どうぞ。

役割がはっきりすれば、財源的な問題が当然出てくるでしょう。だから、一定の対応策は、抽象的な形になるかもしれませんが、そういう部分で関わりますよという記載になるけれども、明確な表現等が入れば、やっぱり財源的な裏付けを見ながら対応しないといけないという、これは新しく降ってわいた話になってくるわけで、その辺のところ茨木市の負担、大変になるのではと想像しているわけです。

津止会長

今日のこの場で結論的な話ができるとは思いませんけれども、こういうご意見があったということをしっかり踏まえていただきたいということだと思います。

総合保健福祉計画の見直しの方向性案についてのご提案があったんですけれども、ご意見いかがでしょうか。私たち分科会の親計画に当たるところなんですけれども。

はい、どうぞ。大島委員。

大島委員

連合自治会の大島と申します。

ちょうどこの来年4月に東圏域ということで、地区保健福祉センタ 一が開設しますけども、これでいくとイメージ的に圏域ごとに広げて いくと。ここにはセンターを作っていくということですけども、今の 方法を継続しながら、新しくできたところがそのセンターの基本の型 として、地域によってタイムラグが生じる。そういう場合に住民とし て、その圏域に住んでいる人が、そこに行ってくださいという趣旨な のか、それともいや、希望があれば他の地域でも受け入れられるのか という、そういう住民への周知です。こういう新しい制度ができて、 サービスが充実しますよということは、どういう手順で、どんな方法 で、このタイムラグが生じているので、その辺は影響がないのか、ち よっとその辺が分かりづらく、来年4月オープンするので、地域とし ても具体的に新年度にスタートした時に、住民の方にどういうふうに これを案内していったらいいんかなと。せっかくできるので、プラス 思考に考えて、いい形で利用してもらえればなとは思いますけれども、 ここに行かなくても従来どおりの相談はできるのか、そういう心配が あると思うんです。来年4月までの広報の在り方と言いますかね、周 知の徹底といいますか、分かるところがあれば、教えていただきたい と思います。

津止会長

ありがとうございました。

来年から令和3年・4年・5年にかけて東・西・南・北・中央に順次、地区保健福祉センターを整備していくんだけども、そのタイムラグが生じたときに、どのような対応策、広報の在り方を想定しているのかというご質問ですけど、どうでしょうか。今の分かる範囲で結構ですので、お願いいたします。

事務局(竹下)

市の相談機能については、14エリアに障害者相談支援センター、CSW、地域包括支援センター、相談業務を担っている各機関がエリア担当として整備をしておりますので、現在、その各分野のセンターの職員は横のつながりで連絡を取り合って、いろんな相談を皆で一緒に解決するように協力しています。

市の保健師も必要なときには、そういう相談の場にも入りますし、 困窮の事業である「あすてっぷ」のほうからも市の職員が行きまして、 皆が協力している体制は30年度から今まで続けているところです。

ただ、この地区保健福祉センターが新たに東圏域に1つ開設をされるということになりますので、その目印となるセンターも紹介しながら、引き続きいろんな相談機関が各エリアで活動していることも並行して周知していきたいと思っています。

ですので、次の年度に設置する西とか南、そこも拠点としての周知 は必要かと思いますけど、皆さんに安心していただけるように、相談 体制はみんなでやっていますとの周知をやっていきたいと思っていま す。

津止会長

ひとまず東に地区保健福祉センターが開設するんだけども、それ以外の地域の方々が東で集中するということは、考えてないということですね。

竹下課長

ただ東圏域近くの方であれば、行かれることもありますので、それ を断るということはせずに、来られた方の相談は受けて対応していき たいと考えています。

津止会長 大島委員

よろしいですか。

もう一つ分からんところがあるのですが。例えば地域包括支援センターであれば、介護の関係でそこに行くと思うんですけども、地区保健福祉センターは「包括的」というところになるのか、「重層的」というところになるのか、ちょっとそこは僕もよく分からないんですけれども、専門相談支援機関がここでは三つ書かれていますけど、それぞれ圏域は一緒ではないんですよね。だからそれは、「包括的」にという部分になるんですけど、これも「重層的」にという部分になるのか、どっちなんでしょうね。包括されているのか、重層的に受けられるのかというのは、ちょっと僕も意味が分からんところがあるんです。地域住民が見たときに、この地区保健福祉センターに行けば、大概の

ことはここでこれらのことは受けられますよと。基本的にはね。

でも、従来の地域包括支援センターがあるそういう特養とか、民間のいろいろ法人あると思うんですけど、そこに行かれる方も結構あると思うんです。でも、そういうことになると、この地区保健福祉センターってどういう役割になってくるんかなと思います。当然そこには地区福祉委員会も関係してきますんで、イメージ的に、実際開設したら、イメージがわくと思うんで、今の段階でどうも重層的な部分と包括的な部分と言うのは、センターというのは両方当然含まれてるんですよね。

津止会長

これは総合保健福祉計画の最もコアとなる部分でして、市があって 14エリアあったところに、その中間的な圏域を担う地区保健福祉センターを設けて、そこで包括的な相談機能を発揮する、その中身は保健センターの機能もあれば、専門相談支援機能もあれば、住民の力に 寄与してもらうところもあるという。新しいシステムを作ろうという 非常に意欲的な計画でしたので、そこのところはやってみなきゃ分からないというところもあるんですけども、やっぱりそういう方向性み たいなものは、もう一度確認したほうがいいかもしれませんね。ちょっと繰り返して説明していただけたら、ありがたいですけど。

事務局(竹下)

今、地区保健福祉センターが実際目に見える形でないので、センターがどういう場であって、どういう仕事をするかというのが、ちょっと思い描きにくいところがあると思うんですけども、今、エリア担当である地域包括、CSW、障害の相談支援機関は、相談業務を中心にその業務をやっていただいています。

ただ、この地区保健福祉センターができることで、三つの機能、保健の機能、健診のこととか健康づくりのこととか、もう一つは地域住民の方がこのセンターに来て、この場を皆さんとつながりあう機能も含めていくということになりますので、包括的な相談を行いながら、もう一つは先ほど大島委員が言われた、重層的にどうつながっていくか、そういう機能も合わせセンター整備を進めていくことを考えています。

津止会長

今回の計画の中では、大分熱を入れて議論したところですので、再度改めて計画の中身を読み返しながら、理解を深めていこうかなと、そんなふうに思っております。やってみて初めてわかるということもあるかもしれません。建物もできて、人も配置をして、そこで相談と同時に具体的な解決策も示していくという、そういう方向性ですので、期待して実現を見てみたいなと思っております。

あとどうでしょうか。最後の議題3の私たち分科会本体の地域福祉 計画、あるいは活動計画についての見直しについての評価等々で少し 玉置委員 津止会長 玉置委員 時間を取りたいと思うんですけども。

すみません、その前提の話をちょっと、お願いしたいんですけど。 どうぞ。

梅花女子大学の玉置でございます。

こちらの今のところの2-11で二つほど質問させていただいてもいいですか。簡潔にします。

まず、2-11の1番上のところで「専門相談支援機能」の丸のところですけれども、様々な生活スタイルを抱える方に対して迅速に幅広くということが、一つはこの先ほど大島委員からもご説明があった地区保健福祉センターの機能なのかなというふうに解釈するんですけれども、例えばその8050問題のような形で、要介護の高齢者がいる。同世帯の中に例えば精神障害などを抱えてというような子どもさんとか、ご家族の方がいらっしゃると。そういうときに、この地区保健福祉センターのその重層なのか包括なのか分かりませんけども、その多機能的な相談ができるのではないかなというふうに一つ思ったんですけれど、そういう解釈でよろしいんでしょうかというのが一つです。

それからもう一つはその下のところです。(3)のところです。「ネ ットワークの再編による発見・相談・見守り体制の機能強化」という ところでいろいろあるんですけれども、一番伺いたいところは、上か ら4行目の「社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー(C SW)、生活支援コーディネーター等については、その役割を整理し、 効果的なコーディネートができるような地域住民にわかりやすい仕組 みづくりを進めます。」とあるんですけれども、これフライングにな ったらごめんなさい。社会福祉協議会が令和3年度末ですか、コミュ ニティソーシャルワーカー配置事業から撤退するという、こちらの要 はどういう扱いにあるかはよく分かりませんけど、この資料にもそう 書かれていまして、どうもコミュニティワーカーとして社会福祉協議 会がこれから活躍すると。恐らく今の地区担当のようなイメージがコ ミュニティワーカーなのかなと思いますけれども、そうするとその社 協のコミュニティワーカー、それから各施設などに所属している、各 法人に所属しているコミュニティソーシャルワーカー。あと、介護と かが中心になる生活支援コーディネーターのこの3つが地域にいるわ けです。これをこれから進めますと書いてあるんで、これからどうな っていくのかなというところです。これからいろんなイメージを作っ ていくのかなというふうに思うんですけども、現時点でのところで結 構なんですが、その辺りどのような絵を描いていくのかというところ をちょっと教えていただきたい。

津止会長

ありがとうございました。

2つの点でのご意見。1点目は、この場での議論かもしれませんけども、2点目は次の論点にもかかりますので、詳しくはそこで議論させてもらいたいと思います。

お願いします。

どうぞ。

事務局(竹下)

ご質問のあった2つ。1点目なんですけど、言われたとおりです。 これまでの相談業務は、どうしても制度ごとで作られてきているため、 個人のいろんな課題・支援というところを軸足に対応してきました。

ただ、やはり個人だけでなく、世帯としてのいろんな絡みもあって、 親御さん、子どもさん、その他の関係性の中で、8050問題のよう に世帯が抱える問題に対する支援を迅速にするために、センターの機 能が果たせるようにと思っています。

津止会長

ありがとうございました。いい事例をありがとうございました。 そしたら、よろしいですかね。

井上委員

民生委員児童委員の井上です。

質問間違っていたら、すみません。

2-11ページの地域包括支援センター、現行は各エリアでそれぞれの分野に分かれて包括支援センターありますけれども、この文面を見ていますと、そういったことが地区保健福祉センター内で配置するということは、現行の分野についてはなくなるということではないんですね。

津止会長

そうですね。現行のエリアは残って、その中間的なもので地区保健 福祉センターが新しくできますという、まとめ上げていきますとそう で、今のご理解で結構だと思います。ありがとうございます。

そしたら、第3議題。今日の皆さん方のご意見を集中して集めてみ たいと思うテーマですけども、議題3についてのご説明・ご報告をお 願いいたします。いいですか。お願いします。

事務局(長野)

では、続きまして、資料3の地域福祉計画及び地域福祉活動計画の中間評価、見直しということになります。3-1から説明をさせていただきます。

今回この計画の部分の更新につきましては、現計画と同じ理念、基本目標に基づいて施策を掲げて、市が取り組む部分、社会福祉協議会が取り組む部分ということをそれぞれ書いていくことで構成しています。

中間評価につきましても同じような書き方で考えております。基本 的には地域福祉計画も活動計画も6年間の計画でございますので、現 時点ではこの3年間の中で主だった動きの部分のみを記載しておりま

16

す。全ての項目をここに書くものではないというふうな形での構成に しております。

数は少ないのですが、数値目標をいくつか立てているところがございますので、そこにつきましては中間の状況をそれぞれ記載しています。

ここでは、私から市に係る部分のポイントを説明して、その後社会 福祉協議会から社会福祉協議会部分についての説明を、それぞれ差し 上げたいと思っております。

では、3-1からですが、1つ目の地域福祉計画の中間評価、見直 しについて、これは記載のとおりですが、従前から地域福祉計画につ きましては、ほかの計画に横串を通すような考え方で進めておるとい うことで、引き続き進める旨書いておるものでございます。

次に3-2、基本目標1の施策(2)として地域福祉活動の推進。

こちらは、平成30年度の分科会、この場の中でご審議をいただいた内容につきまして書いておりまして、社会福祉法人が社会福祉充実計画を策定して、地域公益事業を実施する場合に、地域協議会というものを意見聴取で行う場として必要だと。この地域福祉分科会の中にその機能を位置付けるという旨を、平成30年度の分科会の中でご審議をいただいたところでございます。それにつきましての記載をしております。

続きまして、3-3ですが、ここが大きなポイントになりますけれども、施策(4) 更生保護活動の推進ということで、このたび更生保護に関する部分につきましては、再犯防止推進計画として今回新たに位置付ける旨で書いております。

見直し案を後に載せておりますので、そちらでまたお話をするのですが、平成28年に制定されました再犯防止の推進に関する法律に基づいて、市においても再犯防止推進計画を定めることが努力義務とされているところでございまして、本市におきましても従前から更生保護につきましては、この地域福祉計画の中に記載がございましたので、今回の見直しでもってその更生保護に関する記載部分を、再犯防止推進計画として位置付けるということでの見直しを図りたいという旨書いております。

3-3の下には生活困窮の支援として、先ほど実績の際にも申し上げましたとおりですが、コロナの関係も含めて相談の件数が増えているという状況について書いております。

少し飛びますが、3-5には、基本目標4権利擁護の推進ということで、従前から進めております市民後見人の養成、これ自体は順調に推移をしておりますが、受任実績がまだ伸びてないということで、こ

こは引き続き取り組むということを記載しております。

併せて、成年後見制度の促進に係る法律もこの間定められておりますので、国では各自治体の中で中核機関、権利擁護に係る相談を受ける中核機関という機関と協議会を設置していくようにという方針が示されておりまして、こちらにつきましては、社会福祉協議会とも連携をして設置について考えていきたいということにしております。

3-6、災害時の情報伝達体制ということで、現計画では災害が起きた際にはこういうことをという話をしていたところ、30年に地震が実際に起き、その際に動いたことについて記載しています。

3-7からは、ここが計画の見直し部分ということで、再犯防止推進計画についての記載を載せております。ここでは、下線を引いている部分につきまして追記しておりまして、基本目標1の施策(4)更生保護の推進に括弧書きで茨木市再犯防止推進計画と書いております。国の再犯防止推進計画の基本方針、重点課題と主な施策ということで挙がっておりまして、それを踏まえて引き続き進めるという旨、記載しております。その概要につきましては、四角で囲っている部分に引用しています。

ここでは、様々な分野のことが書いておりますが、従前から、総合保健福祉計画につきましては、保健福祉の各分野においての支援について載せておるところですので、更生保護の対象者に関わらず支援するという旨もありまして、ここでは更生保護の推進の部分に特化した記載を、そのまま継承する形にしております。

具体的な内容は3-8に載せていますが、ここには下線がございません。今の時点で既に3年前に立てた6年計画での項目は、もう既に再犯防止推進計画に求められる内容になっているということから、基本的にこの内容につきましては引き続き継承して、この部分をもって市の再犯防止推進計画として、地域福祉計画に包含する形で策定を考えておるものでございます。

他市につきましても、同じような形で地域福祉計画に包含をしているところが大半でして、本市につきましても、地域福祉計画の中で一体的に推進していくことがいいと思い、このような形にしております。

では、次に社会福祉協議会部分につきまして、佐藤係長からご説明をお願いします。

社会福祉協議会(佐藤係長)

説明を代わります。社会福祉協議会の佐藤です。よろしくお願いいたします。

社会福祉協議会に係る部分ということで、3-1のところ地域福祉活動計画の中間評価、見直しについてということで、限られた時間ですので、割愛しながらお話させていただきたいと思っております。

今回この地域福祉活動計画の中間評価、見直しの中で、キーポイントとなってくるのは、今日もお話の中にありました地震であったり、台風、そして今回の新型コロナウイルス、こういった災害がありまして、これまでの当たり前の暮らしが当たり前でなくなったというのを念頭に置いていただきながら進めていく必要があるということがつっ。

もう一つは、3-1の中段に書いてあります「茨木市社会福祉協議会中期財政改善計画」を策定したこと。その中で三つの三本柱、「地域住民及び団体の活動支援」「ボランティア育成・活動支援」「権利擁護の支援体制の強化」ということで、この三本柱で社会福祉協議会は財政の面からも含めて、しっかりこの先やっていきますよというのを明文化した次第です。ここが大きなポイントかなというふうに思っています。

この三本柱に従いまして、それ以降の3-2、3-3から3-5まで、3-6ということで、そこに追記という形でさせていただいております。

1つ目の「地域住民及び団体の活動支援」というのは、非常に大事なところになります。全部大事なんですけれども、少し後でここは先ほど玉置先生からもご質問がありましたが、ぷらっとホームであったりだとか、地域の支え合いであったりだとか、事前質問もいただいていますので、そこと絡めながら後ほど説明のほうさせていただきたいなと思っております。

2つ目の柱ということで、「ボランティアの育成・活動支援」について、3-4の部分です。基本目標3「"憩える・活躍できる"場をつくる」ということで、人材の育成というところで、新たなボランティアのメニューの充実であったりだとか、福祉教育、福祉体験学習であったりだとか、そういうところを記載させていただいております。

そして、3つ目の三本柱である「権利擁護の支援体制」というところに関しましては、3-5の一番下のところ。これまでも昔は、「地域福祉権利擁護事業」と言っていましたけれども、社会福祉協議会で「日常生活自立支援事業」を今も継続して行っておりますけれども、今後権利擁護の支援体制をさらに強化するため、仮称ですけれども、権利擁護センターを設置して、今後総合的な支援を行っていきたいと考えております。

少し話を戻しまして、先ほど言いました、1つ目の柱である「地域住民及び団体の活動支援」ということなんですけども、それが3-2のところの基本目標1「お互いにつながり支え合える」、「見守り体制・つなぎ機能の強化であって、その下の地域福祉活動の推進という

ことです。

要は、社協の根幹であります地域福祉活動の推進ということで、社会福祉協議会としましては、カタカナでも書かせていただいたんですが、事前質問でもありました、地域支援担当者、コミュニティワーカーをしっかり、これまでも配置をしてきました。このコミュニティワーカーというのは、先ほど玉置先生が言っていただきましたけれども、地区担当者ということで、社協の職員、地区福祉委員会を中心に側面的にバックアップしたり、サポートをさせていただいておりました。それをさらに重点的にコミュニティワーカーという専門職として、地域づくりの専門職として、しっかり配置をして今後やっていきますよということを考えております。

では、CSWとの違いということもあったと思うんですけれども、 先ほど玉置先生が言ってくださいましたが、茨木市内ではCSWを社 協も含めましてほかの法人に委託をしております。CSWは個別支援 を中心にしながら、そこでの困りごとであったりだとか、そういった ことを解決しながら、そもそもじゃあそれが制度の抜け目であったり だとか、制度がまだ整備されてない部分であれば、やはりそれを政策 提言していかなければいけないということで、それがCSWの役割と して今現状動いていると。

じゃあ、社協の職員はといいますと、CSWとの決定的な違いは、個別支援ももちろんできるんですけれども、地域住民さん自身が自分たちで地域の課題に気づいたりだとか、困っている人に気づける力であったりだとか、そのきっかけがつくれるように側面的に支援していくのが、私たちの社協職員の仕事です。

ですので、私たちが前面に出ていって、その人を引っ張って解決に 導くのではなくて、地域住民の人がこれは大事だなとか、私たちのや っていることというのは、これでいいなというふうに、自分たちで意 識して持っていけるようにするのが、私たちの仕事。地区担当職員、 コミュニティワーカーということです。

先ほど玉置先生から質問ありましたけれども、地区保健福祉センターでCSW、生活支援コーディネーター、社協のコミュニティワーカーが配置されるということですけれども、普段からコミュニティワーカーとして動きながらCSWと他の法人さんと連携しながら動いてます。

ですので、それが一つの拠点をもって箱物の中で随時話ができたりだとか、一緒に地域に出かけて一緒に話をしたりだとか、連携しながら個別支援をやっているCSWさんから、今こういう話が出てこうなんですよと、この人こういうふうに困ってるんですという話を聞きな

がら、それを地域支援につなげていきながら、例えば地区福祉委員会であったりだとか、連合自治会さんであったりだとか、老人クラブさんであったりだとか、地域の皆さんと一緒にその解決に向けて動いていくというようなイメージを地区保健福祉センターでできればなというふうに思っております。

続きまして、委員の方々から少しちょっとこれも質問があったんですけれども、現状コロナウイルスであったりだとか、こういった中で地域の支え合いとかつながりというのはどうなっているのかというご質問もあったので、その辺少し触れたいと思っております。

コロナウイルスが拡大しまして、地域活動というのは全て一旦ストップしました。ただ、その中でソーシャルディスタンスと言われたりだとか、つながり支え合いというのがありましたけれども、そのソーシャルディスタンスではなく、ソーシャルディスタンス、社会的距離ですよね。社会的距離を取るのではなくて、社会的距離はそのまま、今までの社会関係、日常生活でのつながりはそのままで、フィジカルディスタンス、身体的距離はちゃんと取りましょうということで、それをテーマにしながら地区福祉委員会で模索しながらつながっていられるとか、人とのつながりを感じられる方法とか、アイデアというのを一緒にこのコミュニティワーカー、社協の地区担当職員が一緒に話しながら前に進んできたのが現状です。

例えば、7月か8月ぐらいから地域活動が少しずつ再開したんですけれども、やはり感染が非常に怖かったという現状です。そこで例えば知恵を出し合って、オンラインで子育てサロンしてみようとか、そういうおもしろいアイデアもあったりだとか、やっぱり高齢者は家から出るのが怖いと。であるならば、福祉委員会のほうからであったりだとか、自治会のほうからラジオを買って、ラジオを高齢者に配って、独自でFMのインターネットラジオ放送、地域の情報を流してみようであったりだとか、そういったおもしろい取組をしているというふうなのが、少しずつ地域のほうでは広がっているかなと思っています。

そして、あとはぷらっとホームのご質問があったと思うんですけれども、ぷらっとホーム、地域の活動の拠点であったりだとか、憩いの場ですけれども、今回このコロナウイルスが蔓延をしまして、その中で公民館を閉鎖してしまった、コミセンも閉鎖してしまった、喫茶店も開いてない、どうしよう。私たちせっかく今まで活動してきたのに、活動する場がないということで、やっぱりぷらっとホームって大事だよねという話にもなりまして、ぷらっとホームを作っていきましょうと。じゃあ、コミュニティワーカーどうしたらいいという質問もいただいて、一カ所今年度このコロナ禍の中ぷらっとホームが開設した地

区もあります。

ちなみに、このぷらっとホームは、開設する要件はさほど厳しいものはありません。地域の中で、人が集まりやすい位置であったりとか、あと空き家、賃貸物件も構いません。特に決まりはない。もちろん無料で貸してくれるところがあれば、一番いいんですけれども、そこを活用しながら改修等も踏まえて、初期費用100万円。そしてその後の経費であったりだとか維持費も踏まえて5万円というのをご用意させていただいて、そこで地区福祉委員会を中心にどういうふうに地域活動をしていったらいいのかということで、議論をコミュニティワーカーと一緒にやっております。

最後です。中期財政改善計画の内容についての質問もありましたけれども、賛助会員の募集についても、今福祉委員会のほうでも議論になっています。コロナ禍の中で賛助会員募集なかなか厳しいという意見も出ていますけれども、このピンチはチャンスということで、コロナ禍の中で会員をなぜ募集するのかとか、そこを改めて福祉委員会と社協で考えながら、地域の一人の会員さんだけではなくて、地域の法人であったりだとか、企業というところにアプローチをしながら、一住民さんだけではなくて企業も巻き込みながら、地域づくりをしていくということで、今後社会福祉協議会は進んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

津止会長

ありがとうございました。

今地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画の中間的な評価と見直し についてのご提案があったんですけども、この点で皆さん方のご意 見・ご質問を受けていきたいと思います。いかがでしょうか。

玉置委員。

玉置委員

玉置でございます。

先ほどちょっとフライングして質問いたしましたけれども、その部分に関しまして今佐藤係長にご説明いただき、大変ありがたかった。 よく分かりました。

ご説明部分で幾つか思ったところがあるんですけれども、まず3つぐらい端的にやりますので、会長、よろしいでしょうか。

まずは、3-5のところです。これは大変喜ばしいということでございまして、ぷらっとホームが一つ開設されたと。コロナ禍でコミュニティセンターなどが閉鎖されて、従来のその公的な場がどうも使いづらいと。やはり自前の部屋が必要だというところに、市民の方がまさに気づかれたわけですよね。拠点としてのぷらっとホームを作っていこうという流れになっているから、大変喜ばしいところだというふ

うに思っています。

戻りまして3-2のところですけれども、先ほどCSWの地域支援担当者のご説明いただきまして、CSWというのは個別支援なんだと。地域支援、コミュニティワーカーのほうは、住民の気づきやきっかけを側面から支援していくところが、みそなんだというお話でございましたけれども、そのとおりだというふうに思うんですけれども、一つ気になるのは事例出すのは恐縮ですが、豊中市のコミュニティソーシャルワーカー活動。個別のところでの気づきを、例えば先ほども8050の話出ましたけど、同居の家族もまた問題を抱えてるんだというところに気が付いて、8050問題を全国的にピックアップしていきたいというような経緯もありますし、それからひきこもりの人たちがいるから、若者支援が必要なんだということで、お店を開設したりとか、農地を提供したりとかいろいろなことをやっていったという経緯もございます。

ですから、個別とその地域の気づきというのを、明確になかなか分けられないところがあるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺りをどう考えていくのかなというのは一つ気になりました。

それから、3つ目のところなんですけれども、今の気づきとかきっかけというところにも関わってきて、その先ほどのぷらっとホームというところにも関わってくるんですけれども、私が地域福祉活動計画の策定に関わったときに、先ほどの評価のところにもありましたかね。一つはその人づくり、和づくりということで、まず地域でのリーダー養成。先ほどの説明にもありましたけれども、養成講座とか福祉教育。場づくりというところでぷらっとホーム。もう一つ和づくりのところで地区行動計画ですね。今回その地域の方たちがコロナ禍で活動できるところがないから、だから拠点を作ろうねと。これがまさに気づきであって、そしてこの拠点づくりそのものが地区行動計画なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その解釈はちょっと違いますかね。

じゃあ、地域のニーズというものを把握して、しかもその住民の人たちもそれを共有して具体的な行動を起こしていく過程そのものが、地区行動計画であって、こうやって紙にして地区でつくりなさいという意味ではないということを、私は言いたいです。

以上です。

津止会長

ありがとうございました。

一問一答形式で行く時間的な余裕はないので、少し今のような地域 福祉計画及び活動計画に対する見直しに関するご意見、少し集めてみ て、あとでまとめてそれぞれからお答えできる。中身を深めてみたい なと思っていますけれども、構いませんか。

どうでしょうか。

大島委員。

大島委員

ちょっと心配なのですが、CSWの方は、これまで非常に制度に翻弄されたと思うんですね。もともとは府の方でスタートしてたと思うんで、それを市が受け皿になった。そして今社協でやってこられた経過もあると思うんですけど、今回財政的な理由から、この職員待遇の金額が30%減だということで、果たしてここまでいったら、そこのしわ寄せをそこに持っていっていいのかというのは、僕危惧するんですよね、これ。ただでさえ介護にしても、保育にしても、やはりそういうところの現場の見ていただく方には待遇が非常に厳しいということで、今、待遇改正してきているのに、今回この現場を担っている方の待遇を後ろに下げるような話というのはですね。もっとほかに方法があると、極端に高いのなら別ですよ。これは多分高いという認識でこうなったんやと思いますけども、ここまで一気に減らしてどうなんかなというのは、僕はちょっと心配をするところなんです。

特に今回そのCSWの方が、これCWですか、コミュニティワーカーになるってことでしょう、これ。違うんですか。また違いますの。 その説明がちょっとなかったと思うんですけれども、その辺も併せてご説明いただけたらと思います。

津止会長

ありがとうございました。

幾つかご質問を受けますので、もしかすればこの読み方の手違いが あったのかもしれませんけども、それも正してもらいながらご解答を ご準備いただきたいと思います。

ほか、どうでしょうか。

じゃあ、渡邊委員。

渡邊委員

ここで社協が多く関わるということも、情報提供をしっかりしてい ただきたいんです。

ホームページもあまり変わらないんですね。変わってほしいんですけれども、あまり変わらないので、情報提供をしっかりお願いいたします。

津止会長

ありがとうございます。

どうでしょうか、ほかに。いいですか。

じゃあ、原田委員。

原田委員

地区福祉委員会の原田です。

地区福祉委員会の活動という形で、一言だけ。この計画、具体性は ないかも分かりませんが、今回の先ほどからところどころ出ています このコロナ感染症の関係というのは、みんなが感じておられると思い ますけど、本当に今地域でのそのいわゆるコミュニケーションの在り 方みたいなものは、すごく変わってきていて、大きな影響を受けてい るなと。今まで集まって、密になっていい福祉が、充実的なイメージ がずっとあったと思うんですけれども、その密というのを難しいとす る形というのは、これはものすごい大きな影響があると思っています。

4月以降、敬老会など大人数が集まって云々というのは、当然中止ですし、来年度以降もなかなか動きがまだどうなっていくかというようなことで、今とにかく会食、食事会もやはり集まって食事はやはりというような形で、今地域でそれをどうしていこうかというのは、当然。

それから一つ言えるのは、今までのことが普通じゃないということを気づいて、みんなで頑張ろうという、何かみんなの気持ちが一つになったということは、一つよかったと、先ほど玉置委員もおっしゃったと思うんですが、想像以上にダメージが大きいなとすごく思っている、事業の在り方。

それで今社会福祉協議会のほうから賛助会費云々ということもご説明がありましたが、ちょっとスピード的には今までどおりのスピードでは難しいなと。そんな感じがします。個々に無理だから法人でとか、こう、ぽんっと行くような状態ではなかなかない。地域の空気感としてもですね。

ですから、ちょっとスピード感というのを、緩やかにしないと、なかなか地域がついていけないような、そんな気がしますので、推進計画の見直しも含めて、これから計画もぷらっとホームも全部どんどん進めようということですが、あくまで主体は地域住民で、先ほど社協もおっしゃったように、それを住民が疲れてしまったらどうしようもないので、そこら辺をちょっとこう一拍置くようなことで、あくまでも意見です。

津止会長

ありがとうございました。

今後のコロナのこの本当の未曾有の状況を踏まえて、どういう方向で見直しをしていくのかという側面と、社会福祉協議会独自の課題も抱えているということでの、社協の中期財政改善計画等も出していただいていますので、そういう大きな環境変化と内部の課題を踏まえて、活動計画を三本柱をてこにして見直していきますという、そんなご報告だったと思うんですけれども、先ほどCSWとCW、コミュニティワーカーのそういう活動をきっぱりと明瞭に分けられるのかどうかも含めてご意見があったと思います。もちろんそういったことを踏まえて、それも織り込み済みの方向付けだろうと思うんですけども、先ほど来ご意見いただいたことについて、行政の活動計画あるいは社協の

地域活動計画、地域福祉計画と行政の計画等々を見直し、中間評価の点で補足の意見があれば、いただきたいと思います。いかがですか。

社協からいきますか。

社会福祉協議会(佐藤係長)

ご質問ありがとうございます。

まず、玉置委員から3点あったと思いますが、最初はぷらっとホーム、コロナ禍の中で進んでよかったということで、本当にやっぱりほっとしています。それと付随して、そもそもそのぷらっとホームが作られていて、そのプロセス自体が行動計画ではないかということだったと思います。まさにそのとおりで、これができた地区の福祉委員会はちゃんと行動計画も作っていました。既に作っていて、その中の基本目標を自分たちで一つ挙げていて、拠点を作っていこうと。ただ、なかなか進んでいなかったというのが現状です。

でも、その中でやっぱりじゃあこのコロナがプラスに働いたと。実際は人々の生活は困りましたけれども、活動というのがプラスに働いたということで、やはり行動計画、やっぱりちゃんと住民が話し合って合意形成をして、そういう計画を作ったからこそそういう拠点ができていったのかなというふうには、社協として考えております。

あとは、CSWとコミュニティワーカー、その個別支援と地域支援、 そこをどう考えているかということですけれども、なかなか答えは難 しいんですが、それも玉置委員が言っていただいたように、基本は個 別支援です。そこの人、何々さんであったりだとか、その人のそこの 暮らしであったりだとか、その人の生活実態をやっぱりそこに焦点を 向けていかなければ、地域支援は成り立たないというふうに社協とし ては思っております。

あとは、CSWの30%減という、大島委員がご意見いただいたことは、後でご説明させていただけたらと思うんですけれども、渡邊委員からお話ありました社協が大きく変わっていくという話に関しては、地区福祉委員会は、地域住民代表としてお話をさせていただいていますけれども、ボランティアの方からであったりだとか、社協に関わる地域住民の方々にどういうふうに周知していくのかというところも含めて、丁寧にしていきたいなというふうに思っています。

その一つとして、ホームページであったりだとか、そういう媒体を使ってだったりだとか、その広報であったりだとか、そこは丁寧に議論をさせていただきながら、周知をしていきたいなというふうには思っています。

あとは原田委員からもありましたけれども、地区福祉委員会を代表 してということでお話ありましたのは、実際こういったコロナ禍の中 で、地区福祉委員会、地域住民さんが前に進んでいく中で、行政であ ったり社会福祉協議会のペースとなかなか合わないというのもあると思います。そこも踏まえて、しっかりちゃんと話し合いを重ねながら、前に進んでいきたいなと。実際にそういう声もほかにもいただいていますので、しっかり議論を進めていきたいなと思っています。

最後に、先ほどのCSWの話ですけれども、社協でCSWの人件費を削るということではなくて、社会福祉協議会は一法人として、茨木市から委託をCSWの2地区を受けております。

この30%減というのは、委託を受けているCSWの話ではなくて、 社協職員の人件費、時間外手当についてということです。

津止会長

多分この中期財政改善計画ということを、ご覧になってのご意見でしたけども、これは私たちのほうの分科会として責任を持つ部分ではないんですけども、社会福祉協議会の活動計画ということを分科会で一体的に議論した経過もあって、社協が抱えている、内的な課題というのもお示ししたほうがいいんではなかろうかという、事務局のご判断だったんですけれども、詳細の方向性については、社協の内的な課題、社協自身が抱えている課題として私たちが理解をしておきたいなと思っております。

今ここを含めて行政のほうからの補足的説明があれば、お願いします。

大島委員

僕は社協の肩を持つわけではないですけども、財政改善計画とはいうものの、その財源のほとんどが、市からの事業補助か、補助金か、分かりませんけどね。それで賄われているわけです。市のほうからこういうことを社協でやってほしいというのが、委託を受けてきた経過もあるんじゃないかなと。それを今回見直すということかなとは思って聞いていたんですけども、それに伴ってその職員の方が30%の減額というのは、それはきついのではないかと。事業改革とはいえ、財源が市のほうから出ているのに、果たしてそこまで削りこんでまでいいのかというのを、僕は心配します。

津止会長

ありがとうございます。

ご心配、もっともだと思いますけれども、今ご意見・ご質問があったことについて、答えられる範囲があればどうですか。ご説明できる範囲があれば。

事務局(長野)

大島委員がおっしゃっている、社協の中期財政改善計画の「30%」という言葉の捉え方だと思うんですが、今お手元にそれぞれ資料があるかと思うんですが、48ページのことなんだと思うんです。事務局は、直接この計画の所管ではないですが、事務局として資料を事前に見せていただいている中では、今の体制の中で、働き方などを見直していく中で、この48ページの一番下のところに平成30年度の実績

からその時間外勤務手当の部分を「30%減」にすることを、目標として社協が掲げておられるということであって、職員の給与全体が30%減になるということではないというところは、この場で共有が必要だと思って聞いておりました。

この件に関わらず、様々な事業であるとか、人員配置のことであるとかいうことを、見直していこうと作られた計画だと捉えておるんですが、見直すことの一つにこの項目が目標として掲げられていると。そういう理解で取り扱うものと思っています。

津止会長

ありがとうございます。

なかなか社協のことを正面に据えて議論をするのは非常に難しい分 科会の議論になりますけども、社協の理事会、評議員会等々で責任あ る分野で社協はこれから今の抱えている課題を、どう改善していくの かという、そういう真摯な議論の中で出てきた文章だという理解で進 めてみたいなと思っておりますけれども、今ご説明いただいたように、 一人当たりの人件費を削り、一人一人の人件費を30%削るというこ とではなくって、社協全体を抱えている人件費の中の時間外手当を少 し見直していきたいという。働き方を見直していくという一環からの ご提案だと、そのように理解をしたらいいのでしょうかね。

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

大島委員 津止会長

はい。

ありがとうございます。

ちょうど予定をしている1時間30分がもう間もなく来ますけれども、これだけはどうしても議論したいというのは、ありますでしょうか。

じゃあ、玉置委員。

玉置委員

短く、手短に行きたいと思いますけれども、吉田委員さんがいらっしゃる前で、私が言うのもちょっと僭越かなというふうに思うんですが、お許しくださいね。

今回、再犯防止計画をこの地域福祉計画の中に盛り込むというお話で、この文面からだけの印象なので、間違っていたらごめんなさい。

どちらかと言うと、少年院が市内にあるとかということで、年少者を想定されているところが大きいのではないかなという印象をもったんですが、もちろんそこのところも大事なんですけれども、最近の傾向で言うとやはり高齢者の犯罪というのが増加しているというところもありますので、年齢層を幅広くやっぱり考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思ったんですけれども、間違ってないでしょうか、よろしいでしょうか。

津止会長 吉田委員

吉田委員、どうぞ。

内容を説明しますと、本来は更生保護というのは、国の一体的な責任の中にある。それが地方も含めて、これからは責任分担をしながら、安全安心の国づくりになっていこうという趣旨で、その中でまさしくおっしゃるように、更生保護に関わるものも年齢の制限がありません。だから、少年については将来を担うような形で更生してもらう部分と、もう一点はそれ以外で出てくるいろんな貧困の問題とか、そういうなんを含める中で、高齢者問題などは現在ある計画の中で対応するというふうに事務局からも、私ら保護司会としては説明を受けて、我々はその辺のところで十分に現在ある制度を活用しながら、なおかつその中において再犯防止の推進をする。それで、国が対応しているように、オリンピックを誘致するに当たっての安全安心の国づくりという位置づけの中で、整合性を果たしていくと、そういう考え方でございます。

基本的な考え方について事務局といろんな面で意見交換をしている

津止会長

ありがとうございます。

過不足はございませんね。ありがとうございます。

ほかどうでしょうか。ひとまず今回の分科会でのご用意させていただいた議案については、ひとまず議論を尽くしたと見させてもらってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そしたら、今回の短い時間でありますけども、こういうご時世でございますので、集中して皆様方のご意見を聞かせてもらったんだと思っております。本日の分科会、これにて少し終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

司会(事務局)

本日は短い時間の中で、事前意見も含めまして多々ご意見を頂戴しまして、ありがとうございました。

本日の会議録につきましては、また取りまとめのうえ、案を皆様に 送らせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

冒頭、私の説明でも申しましたが、令和3年の3月に総合保健福祉計画、総合保健福祉審議会の開催を予定しております。従前から審議会につきましては、各分科会から会長が選出した委員が代表で参加する形になっておりますので、本分科会からは津止分科会長、玉置委員、井上委員、大島委員、青木委員、あと桝田委員に参加をお願いしておりますので、改めて通知を差し上げますけれども、3月23日、火曜日、2時からの予定となっておりますので、ご参加のほどお願いいたします。

また、ほかの委員につきましては、資料や議事録等につきましては、 共有のため皆送る予定にはしておりますので、またそちらもご確認い ただきたいと思っておりますのと、何かございましたら、また事務局 のほうにおっしゃっていただければと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。